

市 営 住 宅 入 居 誓 約 書

年 月 日

(提出先) 東御市長

下記の市営住宅の入居を許可されましたので、市営住宅に入居の上は、下記の条件を堅く守ります。東御市に対して損害を及ぼしたときは、保証人連帯で一切の責任を負います。

記

所在地	東御市		
名称	市営住宅	団地	号
入居時家賃	円	敷金	円

- 1 退去する際は、東御市営住宅に関する条例第 20 条第 1 項に規定する、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定める事項について修繕を実施します。
- 2 家賃は毎月納付し、3 月以上滞納したときは、速やかに市営住宅を明け渡します。
- 3 他の入居者に迷惑を及ぼす行為 (ペットの飼育等)、その他保管義務違反があった場合には、速やかに市営住宅を明け渡します。
- 4 公営住宅法、東御市営住宅に関する条例、同施行規則、その他関係法規並びに市の指示等に従います。

入居者

住所  
氏名 実印  
電話番号

連帯保証人

住所  
氏名 実印  
電話番号  
極度額 入居時家賃の 20 月分

連帯保証人の遵守事項

- (1) 入居者が家賃を滞納した場合で、市から請求があったときは、上記極度額を限度としてこれに応ずること。
- (2) 入居者が何ら手続きをとることなく住宅を明け渡した場合は、入居者に代わって一切の手続きを行ない、これによって生じた損害を、上記極度額を限度として賠償すること。